

証券コード 7309
2021年3月9日

株主各位

大阪府堺市堺区老松町3丁77番地
株式会社シマノ
取締役社長 島野容三

第114期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。

さて、当社第114期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申しあげます。

新型コロナウイルス感染拡大防止のため政府や都道府県知事から外出自粛が強く要請される事態を受け、慎重に検討いたしました結果、本株主総会につきましては、適切な感染防止策を実施させていただいた上で、開催させていただくことといたしました。

株主のみなさまにおかれましては、感染拡大防止の観点から、本株主総会につき、極力、書面またはインターネット等により事前に議決権をご行使いただき、株主総会当日のご来場をお控えいただくよう強くお願い申しあげます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討の上、2021年3月29日（月曜日）午後5時までに議決権をご行使くださいますようお願い申しあげます。

敬具

記

1. 日 時 2021年3月30日（火曜日）午前10時(午前9時受付開始)

2. 場 所 大阪府堺市堺区老松町3丁77番地

当社本社・Manufacturing Technology Center（マニュファクチャリング テクノロジーセンター）

(末尾の「株主総会会場ご案内略図」をご参照ください。)

3. 目的事項

- 報告事項 (1) 第114期（2020年1月1日から2020年12月31日まで）事業報告、連結計算書類及び計算書類報告の件
(2) 会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件

決議事項

第1号議案 剰余金の処分の件

第2号議案 取締役6名選任の件

議決権行使についてのご案内

(1) 郵送による議決権行使の場合

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、2021年3月29日（月曜日）午後5時までに到着するようご返送ください。

(2) インターネット等による議決権行使の場合

インターネット等により議決権を行使される場合には、4頁及び5頁の【議決権行使についてのご案内】をご高覧の上、2021年3月29日（月曜日）午後5時までにご行使ください。

(留意点)

- ・議決権行使書とインターネット等による方法の双方で議決権を重複して行使された場合は、インターネット等による議決権行使を有効なものとします。
- ・インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使とします。
- ・当社は、株式会社ＩＣＪ（株式会社東京証券取引所等により設立された合弁会社）が運営する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加しております。

以 上

◎当日ご出席の株主様は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。

◎株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類の内容について、株主総会の前日までに修正すべき事情が生じた場合には、当社ホームページ
(<https://www.shimano.com/jp/ir/shareholdermeeting.html>)において掲載することによりお知らせいたします。

定時株主総会会場における感染症拡大防止についてのご案内

新型コロナウイルス（COVID-19）等の感染症の拡大防止のため、以下のとおりご連絡いたします。

（1）株主様へのお願い

- ・ご高齢の方や基礎疾患がある方、妊娠されている方、咳や熱などで体調のすぐれない方は、極力、株主総会当日のご来場を見合わせていただきますよう強くお願い申しあげます。
- ・株主総会へのご出席を検討されている株主様におかれましては、当日までの健康状態にご留意いただき、くれぐれもご無理をなされませぬようお願いいたします。
- ・ご出席なさらないで議決権を行使していただく方法として、郵送による議決権行使またはインターネット等による議決権行使のご利用をご検討いただきますようお願いいたします。

（2）ご来場される株主様へのお願い

- ・会場受付付近に配備するアルコール消毒液のご使用とマスクのご着用をお願いいたします。
- ・会場入口付近で検温をさせていただき発熱（37.5度以上）があると認められる方、体調不良と見受けられる方、海外から帰国されてから14日間が経過していない方は、入場をお断りし、お帰りいただく場合がございます。なお、海外から帰国されてから14日間が経過していない株主様は、受付でお申し出いただきますようお願いいたします。
- ・会場の座席は、従来よりも間隔を拡げ、余裕をもった配置とさせていただきます。ご用意できる席数が例年より大幅に減少いたします。そのため、当日ご来場いただいても入場をお断りする場合がございます。
- ・入場後、体調がすぐれない場合には、ご遠慮なくお近くの運営スタッフにお声掛けください。
- ・ご帰宅の際には、感染防止観点から、十分なうがい、手洗いをお願いいたします。

（3）当社の対応について

- ・役職員、運営スタッフは、検温を含め体調を確認したうえで参加いたします。
- ・役職員、運営スタッフは、マスクを着用してご対応させていただきます。
- ・会場受付のほか、会場内各所にアルコール消毒液を配備いたします。
- ・株主総会終了後の株主様との懇談会は中止いたします。

今後の状況により株主総会の運営に大きな変更が生ずる場合は、当社ホームページ
(<https://www.shimano.com/jp/ir/shareholdermeeting.html>) にてお知らせいたします。

以上、ご理解・ご協力のほど、なにとぞよろしくお願いいたします。

議決権行使についてのご案内

当日ご出席を見合わされる場合

● 書面による議決権行使



同封の議決権行使書用紙に賛否をご表示のうえ、ご投函ください。

議案に賛否の表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱いいたします。

● スマート行使及びインターネットによるご行使



議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)にアクセスしてご行使ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

行使期限

2021年3月29日(月曜日)
午後5時到着分まで

当日ご出席される場合

● 株主総会へ出席



同封の議決権行使書用紙を会場受付へご提出ください。

資源節約のため本招集ご通知をご持参ください。

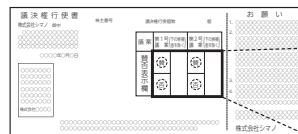
株主総会開催日時

2021年3月30日(火曜日)
午前10時
(受付開始 午前9時)

書面による議決権行使

※通常より郵送に時間を要する可能性がございますので、早めにご投函くださいよう、ご協力をお願い申しあげます。

● 議決権行使書のご記入方法



第2号議案について
全員賛成の場合→賛に○印
全員反対の場合→否に○印
一部候補者に反対の場合→賛に○印をし、反対する候補者番号を隣の空欄に記入



こちらに各議案の賛否をご記入ください。

● 議決権行使書用紙を郵送する場合の注意事項について

議案	賛否表示欄
議案	賛
議案	否



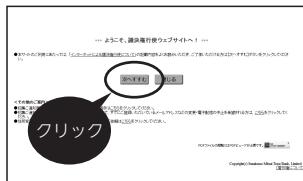
議案	賛否表示欄
議案	賛
議案	否

誤って、賛・否の両方に○を記載してしまった場合は、「無効票」になってしまいます。

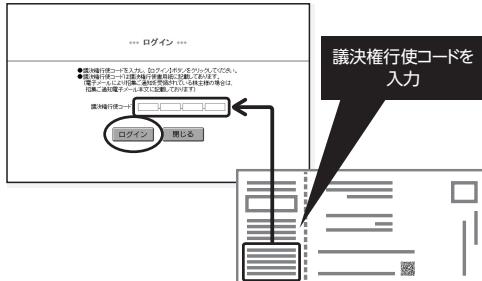
インターネットによるご行使

①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

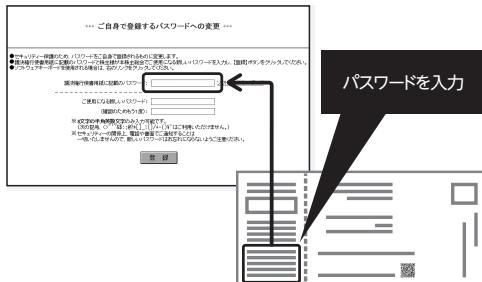
<https://www.web54.net>



②ログインする



③パスワードを入力する



以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

* 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金及び通信料金等は株主様のご負担となります。

* インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

インターネットによる
議決権行使に関する
お問い合わせ先

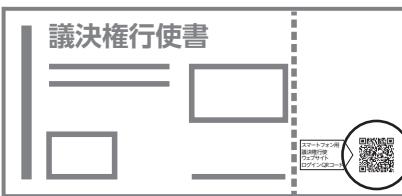
インターネットによる議
決権行使に関するご不明
な点につきましては、右記
にお問い合わせください。

三井住友信託銀行
証券代行ウェブサポート

スマート行使によるご行使

①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

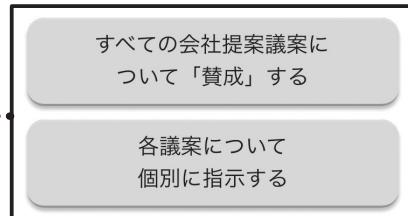
同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。



*QRコード®は、株式会社デンソーウエーブの登録商標です。

②議決権行使ウェブサイトを開く

以降画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。



一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード®を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」「パスワード」をご入力いただけ必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト(<https://www.web54.net>)へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。



専用ダイヤル
議決権行使に関する事項以外のご照会

0120-652-031(午前9時～午後9時受付)
0120-782-031(平日午前9時～午後5時受付)

株主総会参考書類

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、株主のみなさまに対する利益還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。

この基本方針に基づき、普通配当は1株につき77円50銭とともに、2021年3月に創業100周年を迎えることを記念し、株主のみなさまの日頃のご支援に感謝の意を表したく、記念配当200円を加え、当期の期末配当金は下記のとおりとさせていただきたいと存じます。

なお、中間配当として、1株につき77円50銭をお支払いしておりますので、年間配当金は1株につき355円となります。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類 金銭
- (2) 株主に対する配当財産の割当てに関する事項及びその総額

当社普通株式1株につき277円50銭、総額25,724,205,878円

- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2021年3月31日（水曜日）

第2号議案 取締役6名選任の件

取締役のうち、角谷景司、チア チン セン、大津智弘、吉田 保、一條和生、勝丸充啓、榎原定征の7氏は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、取締役6名（うち社外取締役3名）の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号	氏 名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
①	チア チン セン (Chia Chin Seng) (1960年4月11日生) 再任	<p>1992年2月 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 取締役 2002年1月 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長 2011年3月 当社取締役 2011年9月 Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd. 社長 2014年8月 Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長 Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd. 会長 Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd. 会長 兼社長、現在に至る。 2019年3月 当社常務取締役、現在に至る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長 Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd. 会長 Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd. 会長兼社長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>(取締役候補者とした理由)</p> <p>チア チン セン氏は、Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長を筆頭に海外子会社の経営責任者を歴任し、当社の海外事業基盤の強化に努めてまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者としました。</p> </div>	0株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
②	大津智弘 (1965年3月12日生) 再任	<p>1987年3月 当社入社 2008年1月 当社生産技術部長 2012年1月 当社生産技術部長兼シマノ研究所長 2015年3月 当社取締役生産技術部長兼シマノ研究所長 2017年1月 当社取締役生産技術部長兼シマノ研究所長兼SPC推進部長 2019年1月 当社取締役バイシクルコンポーネンツ事業部製造担当兼SDM推進本部生産技術担当兼シマノ研究所長 2019年8月 当社取締役バイシクルコンポーネンツ事業部製造担当兼シマノ研究所長 2020年1月 当社取締役バイシクルコンポーネンツ事業部下関工場長兼製造部長、現在に至る。</p> <p>(取締役候補者とした理由) 大津智弘氏は、国内の製造拠点の要職、生産技術部門などを歴任し、当社の技術部門の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要な事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者としました。</p>	400株
③	吉田保 (1961年6月8日生) 再任	<p>1985年3月 当社入社 2012年1月 シマノ昆山工場部長兼天津工場部長 2017年1月 当社調達統括部長兼中国工場担当部長 2019年1月 当社調達統括部長兼海外工場担当部長兼SDM推進本部SDM推進部担当部長 2019年3月 当社取締役調達統括部長兼海外工場担当部長兼SDM推進本部SDM推進部担当部長 2019年5月 当社取締役調達統括部長兼海外工場担当部長兼SDM推進本部SDM推進部担当部長兼生産管理部長 2019年8月 当社取締役調達統括部長兼海外工場担当部長兼SDM推進本部生産管理部長 2021年1月 当社取締役調達統括部長兼海外工場担当部長兼SDM推進本部生産管理部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部購買部管掌、現在に至る。</p> <p>(取締役候補者とした理由) 吉田保氏は、中国の製造拠点の要職などを歴任し、当社の製造部門、生産管理部門の発展に貢献してまいりました。これらの豊富な経験と実績に基づき、取締役として経営全般の重要な事項について、意思決定及び職務執行機能を果たすと考え、取締役候補者としました。</p>	3,900株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
④	いち　じょう　かず　お 一條和生 (1958年10月13日生) <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	<p>1993年10月 一橋大学社会学部助教授 2000年4月 一橋大学大学院社会学研究科・国際企業戦略研究科助教授 2001年4月 同教授 2003年4月 International Institute for Management Development (国際経営開発研究所) 客員教授、現在に至る。 2005年3月 当社取締役、現在に至る。 2007年4月 一橋大学大学院国際企業戦略研究科教授 2014年4月 同国際企業戦略研究科研究科長 2015年6月 株式会社電通国際情報サービス社外取締役、現在に至る。 2017年6月 ぴあ株式会社社外取締役、現在に至る。 2018年1月 株式会社ワールド社外取締役、現在に至る。 2018年4月 一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻専攻長教授、 現在に至る。</p> <p>(重要な兼職の状況) 一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻専攻長教授 International Institute for Management Development (国際経営開発研究所) 客員教授 株式会社電通国際情報サービス社外取締役 ぴあ株式会社社外取締役 株式会社ワールド社外取締役</p> <p>(社外取締役候補者とした理由) 一條和生氏は、一橋大学大学院で教鞭をとられる教授であり、国際企業戦略についての知識に基づいて当社業務執行の適確性確保のため極めて有益な方であると考え、社外取締役の候補者としました。</p>	4,500株

候補者番号	氏　　名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
⑤	<p style="text-align: center;">かつ まる みつ ひろ 勝 丸 充 啓 (1951年10月10日生)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; display: inline-block;">再任</div>	<p>1978年4月 東京地方検察庁検事 任官 1989年7月 在ドイツ日本大使館一等書記官 2000年6月 法務省刑事局刑事課長 2001年6月 法務省刑事局総務課長 2003年1月 法務省大臣官房会計課長 2005年4月 法務省大臣官房審議官（総合政策統括担当） 2005年12月 福井地方検察庁検事正 2007年6月 水戸地方検察庁検事正 2008年10月 さいたま地方検察庁検事正 2010年1月 最高検察庁公安部長 2010年4月 京都大学公共政策大学院非常勤講師、現在に至る。 2010年12月 高松高等検察庁検事長 2012年4月 京都大学法科大学院非常勤講師、現在に至る。 2012年6月 広島高等検察庁検事長 2014年7月 檢事長退官 2014年10月 弁護士登録、芝綜合法律事務所オブ・カウンセル、現在に至る。 2015年6月 大陽日酸株式会社(現 日本酸素ホールディングス株式会社)社外取締役、現在に至る。 2017年3月 当社取締役、現在に至る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>芝綜合法律事務所オブ・カウンセル 日本酸素ホールディングス株式会社社外取締役 京都大学公共政策大学院非常勤講師 京都大学法科大学院非常勤講師</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>勝丸充啓氏は、法務省及び検察庁にて要職を歴任され、現在は弁護士としてご活躍中であり、コンプライアンスに係る豊富な経験と専門的な知識に基づいて当社業務執行の適法性確保のため極めて有益な方であると考え、社外取締役の候補者としました。</p> </div>	800株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況	所有する当社の株式数
⑥	<p>さかきばら さだゆき 榎原 定征 (1943年3月22日生) 再任</p> <p>1967年4月 東洋レーヨン株式会社（現 東レ株式会社）入社 1994年6月 同社経営企画第1室長 1996年6月 同社取締役 1998年6月 同社常務取締役 1999年6月 同社専務取締役 2001年6月 同社代表取締役副社長 2002年6月 同社代表取締役社長 2010年6月 同社代表取締役取締役会長 2012年6月 日本電信電話株式会社社外取締役、現在に至る。 2014年6月 一般社団法人日本経済団体連合会会長 2014年6月 東レ株式会社取締役会長 2015年6月 同社相談役最高顧問 2017年6月 同社相談役 2018年5月 一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長、現在に至る。 2018年6月 東レ株式会社特別顧問 2019年3月 当社取締役、現在に至る。 2019年5月 株式会社ニトリホールディングス社外取締役、現在に至る。 2019年12月 株式会社産業革新投資機構社外取締役取締役会議長、現在に至る。 2020年6月 関西電力株式会社社外取締役取締役会長、現在に至る。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>(重要な兼職の状況)</p> <p>日本電信電話株式会社社外取締役 一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長 株式会社ニトリホールディングス社外取締役 株式会社産業革新投資機構社外取締役取締役会議長 関西電力株式会社社外取締役取締役会長</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 5px;"> <p>(社外取締役候補者とした理由)</p> <p>榎原定征氏は、国際的な企業の経営者としての豊富な経験と高い見識を有し、当社業務執行の適確性確保のため極めて有益な方であると考え、社外取締役の候補者としました。</p> </div>	300株	

- (注) 1. 候補者と当社との間には、いざれも特別の利害関係はありません。
 2. 一條和生、勝丸充啓及び榎原定征の3氏は、社外取締役候補者であります。
 3. 当社は取締役全員を被保険者とする役員等賠償責任保険契約を締結しており、被保険者である取締役がその職務の執行に関し責任を負うこと又は当該責任の追及に係る請求を受けることによって生ずることのある損害が填補されます。ただし、被保険者の犯罪行為に起因する損害又は被保険者が法令違反することを認識しながら行った行為に起因する損害は填補されない等の免責事由があります。
 なお、各候補者が取締役に就任した場合は、当該保険契約の被保険者となり、任期中に当該保険契約を更新する予定であります。

(社外取締役候補者に関する記載事項)

- (1) 一條和生氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、国際企業戦略についての幅広い知識と高い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。
勝丸充啓氏は、直接企業経営に関与された経験はありませんが、コンプライアンスに係る幅広い知識と高い見識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行いただけるものと判断します。
- (2) 一條和生氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって16年間あります。勝丸充啓氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって4年間あります。榎原定征氏の当社社外取締役就任期間は、本総会終結の時をもって2年あります。
- (3) 一條和生、勝丸充啓及び榎原定征の3氏と当社との間で、法令に定める限度まで責任を限定する責任限定契約を締結しております。3氏の再任が承認された場合、当社は3氏との間で、上記の責任限定契約を継続する予定であります。
- (4) 榎原定征氏が取締役会長を務めておりました東レ株式会社と当社との間には同社製品を購入する取引関係がありますが、直近3事業年度の取引額はいずれも同社の連結売上高に比して極めて僅少（1%未満）です。また、当社は、同氏が会長を務めておりました一般社団法人日本経済団体連合会に対して会費の支払い等の取引関係がありますが、直近3事業年度の取引額はいずれも同法人の経常収益に比して極めて僅少（1%未満）です。
- (5) 榎原定征氏が社外取締役に就任している株式会社ニトリホールディングスにおいて、その在任中に同社グループの店舗において販売された一部の珪藻土製品について法令の基準を超える石綿(アスペスト)が含まれており、自主回収を行ったという事実がありました。同氏は同事件の発生まで当該事実を認識しておりませんでしたが、平素より法令遵守およびコンプライアンス経営の視点に立った提言を適宜行うとともに、発生後においては再発防止のための意見表明を行うなど、その職責を適切に遂行しておりました。
- (6) 当社は一條和生、勝丸充啓及び榎原定征の3氏を東京証券取引所規則が定める独立役員として同取引所に届け出でおり、3氏の再任が承認された場合、引き続き独立役員とする予定であります。

【ご参考】社外役員の独立性判断基準

当社取締役会は、当社における社外取締役及び社外監査役（以下総称して、「社外役員」という。）の独立性の判断基準を以下のとおり定める。

①当社は、社外役員を以下の項目のいずれにも該当しないと判断される場合に独立性を有するものとする。

（※1）

1. 当社の大株主（直近の事業年度末における議決権保有比率が総議決権の10%以上を保有する者）又はその業務執行者（※2）である者
 2. 当社を主要な取引先（※3）とする者又はその業務執行者である者
 3. 当社の主要な取引先又はその業務執行者である者
 4. 当社又は連結子会社の会計監査人又はその社員等として当社又は連結子会社の監査業務を担当している者
 5. 当社から役員報酬以外に、直近の事業年度において1,000万円を超える金銭その他の財産を得ている弁護士、司法書士、弁理士、公認会計士、税理士、コンサルタント等（ただし、当該財産を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体に所属する者）
 6. 当社の主要借入先（直近の事業年度にかかる事業報告において主要な借入先として氏名又は名称が記載されている借入先）又はその業務執行者である者
 7. 当社から直近の事業年度において1,000万円を超える寄附を受けている者（ただし、当該寄付を得ている者が法人、組合等の団体である場合は、当社から得ている財産が年間収入の2%を超える団体の業務執行者である者）
 8. 直近3事業年度において、上記1から7のいずれかに該当していた者
 9. 上記1から8のいずれかに掲げる者（ただし、重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
 10. 当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
 11. 直近3事業年度において、当社又は子会社の業務執行者（ただし、使用人については重要な者に限る。）の配偶者又は二親等以内の親族
 12. 前各号のほか、当社と恒常的な利益相反関係が生じうるなど、独立性を有する社外役員としての職務を果たすことができない特段の事由を有している者
 13. 前各号のいずれかに該当する者であっても、人格、識見等に照らし、独立性を有する社外役員としてふさわしいと当社が考える者については、当社は、当該人物がふさわしいと考える理由を、対外的に説明することを条件に、当該人物を、独立性を有する社外役員とできるものとする。
- ②本基準に基づき独立性を有するものと判断されている社外役員は、独立性を有しないこととなった場合は、直ちに当社に告知するものとする。

※1. 経済的かつ合理的に可能な範囲で調査を実施する。

※2. 「業務執行者」とは、以下のいずれかに該当する者をいう。

①業務執行取締役、執行役その他の法人等の業務を執行する役員

②業務を執行する社員、会社法第598条第1項の職務を行うべき者その他これに相当する者

③使用人

※3. 「主要な取引先」とは、直近の事業年度の年間連結売上高が2%を超える場合をいう。

以上

(添付書類)

事業報告

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 事業の経過及び成果

当連結会計年度におきましては世界的な新型コロナウイルス感染拡大により経済活動が大きな制約を受けました。欧州では感染拡大防止のため春先に各國においてロックダウン等が実施されました。夏のバカンスシーズン前にそれらの措置が緩和されたものの感染者数の増加により再び行動制限が強化されるなど、感染収束が見えないことによる景気の先行きに対する懸念から消費者マインドは低調に推移しました。

米国では、春の新型コロナウイルス感染拡大を受けて雇用環境が急速に悪化しました。外出制限緩和後一時的に回復の気配を見せた経済指標も本格的な回復基調に転ずることはなく、依然として不透明な先行きから消費を控える動きが拡がりました。

日本では、4月の緊急事態宣言に基づく外出自粛要請に伴い景気は後退しました。宣言解除後感染拡大防止策を講じつつ、Go Toキャンペーン等の経済施策導入により経済活動の下支えを図らんとしたものの感染拡大は止まらず、個人消費回復の足取りは重いままでありました。

このような景況ではあったものの、密を避けることができる自転車、釣りへの関心から需要が高まり、当連結会計年度の売上高は378,040百万円（前年同期比4.1%増）、営業利益は82,701百万円（前年同期比21.6%増）、経常利益は81,471百万円（前年同期比17.3%増）、親会社株主に帰属する当期純利益は63,472百万円（前年同期比22.5%増）となりました。

報告セグメント別の概況

自転車部品

新型コロナウイルス感染拡大により、自転車の需要は春先に大きく落ち込んだものの、その後自転車は手軽なレクリエーション、エクササイズ、かつ感染リスクの低い交通手段として注目されるところにより、世界規模での需要の高まりが見られました。

このような状況の下、欧州市場、北米市場をはじめとする海外市場では、自転車および自転車関連商品の店頭販売は好調を維持した一方で、継続する旺盛な需要に供給が追いつかない状況から、各国の市場在庫、流通在庫ともに不足する傾向が続きました。

日本市場では、欧米のような大きな自転車需要の高まりは見られなかったものの、レクリエーションや交通手段を目的としたクロスバイクや電動アシスト軽快車の店頭販売は堅調に推移し、市場在庫は概ね適正水準で推移しました。

このような市況の下、マウンテンバイクコンポーネントの新型「Deore」をはじめ、既存の幅広い製品全般に多くの注文をいただきました。

この結果、当セグメントの売上高は297,777百万円（前年同期比2.7%増）、営業利益は68,494百万円（前年同期比18.4%増）となりました。

釣具

新型コロナウイルス感染拡大防止のため、多くの国でロックダウン等の外出規制が行われ、それに伴う店舗営業禁止措置により、2020年前半は釣具の販売に影響が出ました。規制緩和後はアウトドアレジャーとしての釣りが再評価されるとともに、釣具への需要も高まりました。

このような状況の下、日本市場では、アウトドアを志向する新規参入者の増加により活発化した市場の動きにより販売は好調に推移しました。第4四半期においては天候にも恵まれ、特に中級・普及価格帯製品の販売が好調でした。

海外市場では、北米市場においては新製品への高い評価により、低中価格帯製品を中心に販売は好調に推移しました。欧州市場においては感染再拡大により一部の地域でロックダウンがあったものの、釣具のイーコマース伸張が販売チャネルの多様化を促したことにより販売は力強く推移しました。アジア市場においては、新型コロナウイルス感染からいち早く回復した中国市場の販売は堅調さを維持しました。第4四半期に釣りシーズンに入った豪州市場においては高い釣具需要を受け販売は好調に推移しました。

このような市況の下、新製品の注文は好調であり、ハイパワーXを搭載したバスロッド「ZODIAS」やスパイラルXコア搭載の磯竿「BB-Xスペシャル」シリーズ、スピニングリールの「VANFORD」や「SARAGOSA SW」は市場から好評を得ました。

この結果、当セグメントの売上高は79,907百万円（前年同期比9.7%増）、営業利益は14,264百万円（前年同期比39.6%増）となりました。

その他

当セグメントの売上高は356百万円（前年同期比0.8%増）、営業損失は57百万円（前年同期は営業損失59百万円）となりました。

①セグメント別売上高

区分	前連結会計年度 (2019年1月1日から 2019年12月31日まで)		当連結会計年度 (2020年1月1日から 2020年12月31日まで)		前年同期比 (△は減少)	
	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	構成比 %	金額 百万円	増減率 %
自 転 車 部 品	290,038	79.8	297,777	78.8	7,738	2.7
釣 具	72,838	20.1	79,907	21.1	7,068	9.7
そ の 他	353	0.1	356	0.1	2	0.8
合 計	363,230	100.0	378,040	100.0	14,809	4.1

②セグメント別の状況

1.セグメント別売上高の推移

区分	第111期 2017年1月1日から 2017年12月31日まで	第112期 2018年1月1日から 2018年12月31日まで	第113期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで	第114期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで
自 転 車 部 品 (百万円)	270,206	277,243	290,038	297,777
釣 具 (百万円)	65,220	70,436	72,838	79,907
そ の 他 (百万円)	373	355	353	356

2.セグメント別営業利益の推移

区分	第111期 2017年1月1日から 2017年12月31日まで	第112期 2018年1月1日から 2018年12月31日まで	第113期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで	第114期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで
自 転 車 部 品 (百万円)	57,410	57,250	57,850	68,494
釣 具 (百万円)	7,013	8,544	10,219	14,264
そ の 他 (百万円)	△72	△107	△59	△57

(注) △は営業損失であります。

3.地域別売上高の推移

区分	第111期 2017年1月1日から 2017年12月31日まで	第112期 2018年1月1日から 2018年12月31日まで	第113期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで	第114期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで
日 本 (百万円)	38,305	41,180	40,734	44,992
北 米 (百万円)	35,770	35,855	36,664	39,876
ヨ - ロ - ッ - パ (百万円)	128,347	140,049	150,140	148,738
ア ジ ジ ア (百万円)	116,513	115,220	119,982	127,890
そ の 他 の 地 域 (百万円)	16,863	15,729	15,709	16,541

(注) 売上高は顧客の所在地を基礎とし、国又は地域に分類しております。

(2) 設備投資等の状況及び資金調達の状況

当連結会計年度は、製品開発力の強化、生産能力の増強及び生産効率の向上を目的として、総額27,209百万円の設備投資を実施しました。セグメント別では、自転車部品23,295百万円、釣具1,618百万円、その他0百万円、全社（共通）2,294百万円であります。この所要資金は自己資金でまかないとしました。

区分	第111期 2017年1月1日から 2017年12月31日まで	第112期 2018年1月1日から 2018年12月31日まで	第113期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで	第114期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで
自転車部品（百万円）	11,989	16,139	17,046	23,295
釣具（百万円）	1,601	2,064	2,196	1,618
その他（百万円）	2	2	16	0
全社（共通）（百万円）	1,663	6,678	6,438	2,294
合計（百万円）	15,257	24,884	25,698	27,209

(注) 全社（共通）として記載されている設備投資額は、管理部門に係るものであります。

(3) 財産及び損益の状況

①企業集団の財産及び損益の状況

区分	第111期 2017年1月1日から 2017年12月31日まで	第112期 2018年1月1日から 2018年12月31日まで	第113期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで	第114期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで
売上高（百万円）	335,800	348,035	363,230	378,040
営業利益（百万円）	64,351	65,687	68,010	82,701
経常利益（百万円）	55,748	73,588	69,471	81,471
親会社株主に帰属する当期純利益（百万円）	38,443	53,931	51,833	63,472
1株当たり当期純利益金額	414円69銭	581円77銭	559円15銭	684円71銭
純資産（百万円）	430,465	453,457	489,236	529,785
総資産（百万円）	488,770	503,845	538,769	590,420

(注) 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）を第113期の期首から適用しており、第112期については当該会計基準等を遡って適用した後の数値となっております。

②当社の財産及び損益の状況

区分	第111期 2017年1月1日から 2017年12月31日まで	第112期 2018年1月1日から 2018年12月31日まで	第113期 2019年1月1日から 2019年12月31日まで	第114期 2020年1月1日から 2020年12月31日まで
売上高（百万円）	191,088	204,851	221,040	218,131
営業利益（百万円）	26,359	29,708	30,446	31,386
経常利益（百万円）	31,483	38,609	35,342	70,667
当期純利益（百万円）	23,509	30,418	27,201	64,742
1株当たり当期純利益金額	253円60銭	328円13銭	293円43銭	698円40銭
純資産（百万円）	137,233	151,611	164,551	214,127
総資産（百万円）	177,440	192,781	204,778	259,921

(注) 上記①及び②に記載されている1株当たり当期純利益金額は、期中平均株式数により算出しております。また、期中平均株式数につきましては、自己株式を控除して算出しております。

(4) 対処すべき課題

今後の見通しにつきましては、新型コロナウイルス感染拡大防止に向けたワクチンの接種開始など景気回復に向けた明るい兆しがあるものの、経済活動の本格回復に向けた動きは依然不透明な状態が続いております。一方で、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、引き続き密を避けることができるアウトドアレジャーへの関心が持続すると思われます。

欧州では、EUからの英国離脱による経済的混乱は自由貿易協定締結の合意によって避けられる見通しが立ちました。中国では新型コロナウイルスの影響が和らぎ、個人消費が牽引する格好で景気回復が継続すると思われます。米国では、バイデン政権の誕生により、政府による追加的な財政支援が期待されるものの、政治的分断による社会の不安定化が景気回復に水を差すおそれがあります。日本では、感染動向が消費者マインドに直結し、東京オリンピック・パラリンピック開催への影響も懸念されることから、消費の落ち込みを十分に取り戻すには至らず、回復ペースは緩慢なものになる見込みです。

このような経営環境の中、当社は、自転車や釣具に対する好調な需要動向を注視しつつ、日本発の「開発型デジタル製造業」として、多くの人々に感動していただける「こころ躍る製品」の開発・製造に邁進することはもとより、企業と社会の共有価値を創造し続ける「価値創造企業」として、一步一步、前進していくことが大切だと考えております。経営効率のさらなる向上を図り、より豊かで、新たな自転車文化、釣り文化の創造を促進し、持続的な成長を目指してまいります。

株主のみなさまにおかれましては、今後ともなにとぞ変わらぬご支援を賜りますよう、よろしくお願ひ申しあげます。

(5) 主要な事業セグメント

セグメントの名称	主要な内容
自 転 車 部 品	変速機等の駆動用部品、ブレーキ等の制動用部品、その他の自転車部品、関連用品の製造・販売
釣 具	リール、ロッド、フィッシングギアの製造・販売
そ の 他	ロウイング関連用品等の製造・販売

(6) 主要な営業所及び工場

①当社の主要拠点

本 社		大阪府堺市堺区老松町3丁77番地
工 場	本社工場	大阪府堺市堺区
	下関工場	山口県下関市
営 業 所	埼玉営業所	埼玉県上尾市
	東京営業所	東京都大田区
	名古屋営業所	愛知県名古屋市中川区
	大阪営業所	大阪府堺市堺区
	中四国営業所	岡山県岡山市南区
	九州営業所	佐賀県鳥栖市

②子会社の主要拠点

国 内	シマノセールス株式会社	大阪府堺市堺区
	シマノ熊本株式会社	熊本県山鹿市
海 外	Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール
	Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシア
	Shimano Europe B.V.	オランダ
	Shimano North America Holding, Inc.	アメリカ
	Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.	中国
	Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.	中国

(7) 従業員の状況

セグメントの名称	従業員数
自転車部品	8,724名 (1,562名)
釣具	2,747名 (502名)
その他	202名 (38名)
全社(共通)	571名 (73名)
合計	12,244名 (2,175名)

- (注) 1. 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含む。）であり、臨時従業員数は（ ）内に年間の平均人員を外数で記載しております。
 2. 全社(共通)として記載されている従業員数は、特定のセグメントに区分できない管理部門に所属しているものであります。
 3. 臨時従業員には、パートタイマーの従業員を含み、派遣社員を除いております。

(8) 重要な子会社の状況

会 社 名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	S\$65,994千	100%	自転車部品製造及び販売、釣具販売並びにアジア製造子会社の統括
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	RM18,000千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売並びに釣具製造
Shimano Europe B.V.	EUR5,148千	100%	自転車部品及び釣具販売並びに欧洲販売子会社の統括
Shimano North America Holding, Inc.	US\$14,000千	99%	自転車部品及び釣具販売並びに北米販売子会社の統括
Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.	US\$34,500千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売
シマノセールス株式会社	277百万円	100%	自転車部品販売、補修及び保管並びに釣具補修及び保管
Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.	US\$24,000千	100% (100%)	自転車部品製造及び販売

(注) 当社の出資比率の（ ）内は、間接出資割合の内書であります。

2. 当社の株式に関する事項

- (1) 発行可能株式総数 262,400,000株
- (2) 発行済株式の総数 92,720,000株 (自己株式20,159株を含む。)
- (3) 株 主 数 6,155名
- (4) 大 株 主 (上位10名)

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
湊興産株式会社	8,487千株	9.16%
日本マスタートラスト信託銀行株式会社 (信託口)	7,603千株	8.20%
株式会社日本カストディ銀行 (信託口)	5,155千株	5.56%
JP MORGAN CHASE BANK 380055	2,435千株	2.63%
株式会社スリーエス	2,171千株	2.34%
日本生命保険相互会社	2,098千株	2.26%
株式会社三菱UFJ銀行	2,066千株	2.23%
株式会社りそな銀行	1,711千株	1.85%
JP MORGAN CHASE BANK 385632	1,531千株	1.65%
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	1,243千株	1.34%

(注) 持株比率は自己株式 (20,159株) を控除して計算しております。

3. 当社の取締役及び監査役に関する事項

(1) 取締役及び監査役の状況

(2020年12月31日現在)

地位	氏名	担当	重要な兼職の状況
代表取締役 社長	島野容三	取締役会議長	Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 会長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 会長 一般社団法人日本釣用品工業会会长
代表取締役 副社長	角谷景司		
専務取締役	島野泰三	バイシクルコンポーネンツ事業部長兼企画部長	
専務取締役	豊嶋敬	SDM推進本部長兼成型技術部長兼TIC工場長兼シマノ研究所長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長	
専務取締役	津崎祥博	管理本部長	
常務取締役	チアチンセン (Chia Chin Seng)		Shimano (Singapore) Pte. Ltd. 社長 Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd. 社長 Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd. 会長 Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd. 会長兼社長
取締役	樽谷潔	品質管理部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部本社製造担当	
取締役	松井浩	管理本部経営企画部長兼アイフィー事業部長	Shimano North America Holding, Inc. 社長
取締役	大津智弘	バイシクルコンポーネンツ事業部下関工場長兼製造部長	
取締役	大竹正浩	管理本部人事部長兼総務部管掌	
取締役	清谷欣司	釣具事業部長兼国内営業部長	
取締役	吉田保	調達統括部長兼海外工場担当部長兼SDM推進本部生産管理部長	
取締役	金井琢磨	管理本部経営管理部長兼経理部管掌	
取締役	一條和生		一橋大学大学院経営管理研究科国際企業戦略専攻専攻長教授 International Institute for Management Development (国際経営開発研究所) 客員教授 株式会社電通国際情報サービス社外取締役 ぴあ株式会社社外取締役 株式会社ワールド社外取締役

地 位	氏 名	担 当	重要な兼職の状況
取 締 役	勝 丸 充 啓		芝綜合法律事務所オブ・カウンセル 日本酸素ホールディングス株式会社社外取締役 京都大学公共政策大学院非常勤講師 京都大学法科大学院非常勤講師
取 締 役	榎 原 定 征		日本電信電話株式会社社外取締役 一般社団法人日本経済団体連合会名誉会長 株式会社ニトリホールディングス社外取締役 株式会社産業革新投資機構社外取締役 関西電力株式会社社外取締役取締役会議長 会長
常勤監査役	平 田 義 弘		
常勤監査役	勝 岡 秀 夫		
監 査 役	野 末 佳奈子		辻中法律事務所弁護士
監 査 役	橋 本 敏 彦		橋本税理士事務所税理士 兵庫南農業協同組合員外監事 株式会社加古川産業会館監査役

- (注) 1. 取締役一條和生、勝丸充啓及び榎原定征の3氏は、会社法第2条第15号に定める社外取締役であります。
 2. 監査役野末佳奈子及び橋本敏彦の両氏は、会社法第2条第16号に定める社外監査役であります。
 3. 当社は社外取締役及び社外監査役全員を、株式会社東京証券取引所に対し、独立役員として届け出しております。
 4. 監査役橋本敏彦氏は、税理士の資格を有しており、財務及び会計に関する相当程度の知見を有するものであります。
 5. 常務取締役平田義弘氏は、2020年3月26日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって任期満了により取締役を退任し、常勤監査役に就任いたしました。
 6. 常勤監査役島津孝一氏は、2020年3月26日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 7. 当事業年度末日後に取締役の担当が次のとおり変更されました。

氏 名	異動前	異動後	異動年月日
島 野 泰 三	バイシクルコンポーネンツ事業部長兼企画部長	バイシクルコンポーネンツ事業部長	2021年1月1日
豊 嶋 敬	SDM推進本部長兼成型技術部長兼TIC工場長兼シマノ研究所長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長	SDM推進本部長兼成型技術部長兼情報システム部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部技術担当兼技術開発部長	2021年1月1日
津 崎 祥 博	管理本部長	管理本部長兼企業文化コミュニケーション部長	2021年1月1日
樽 谷 潔	品質管理部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部本社製造担当	品質管理部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部本社工場製造部管掌	2021年1月1日
吉 田 保	調達統括部長兼海外工場担当部長兼SDM推進本部生産管理部長	調達統括部長兼海外工場担当部長兼SDM推進本部生産管理部長兼バイシクルコンポーネンツ事業部購買部管掌	2021年1月1日

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社は、社外役員全員と会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく賠償責任限度額は、会社法第425条第1項の最低責任限度額であります。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区分	人 数	当事業年度に係る報酬等の総額
取 締 役	17名	486百万円
監 査 役	5名	57百万円
合 計 (社 外 役 員)	22名 (5名)	543百万円 (50百万円)

- (注) 1. 上記には2020年3月26日開催の第113期定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名及び監査役1名が含まれております。
2. 上記取締役の報酬等の総額には、当事業年度に計上した役員賞与引当金繰入額162百万円が含まれております。
3. 使用人兼務取締役に対する使用人分給与及び賞与は含まれておらずません。
4. 2012年3月29日開催の第105期定時株主総会の終結の時をもって取締役及び監査役の退職慰労金制度を廃止し、当社基準に従い退職慰労金を各氏の退任時に贈呈することを決議しました。これに基づき、上記支給額のほか、当事業年度中に退任した取締役1名に対し15百万円の退職慰労金を支給しております。

(4) 取締役及び監査役の報酬等の額又はその算定方法に係る決定に関する方針

取締役及び監査役の年額報酬については、株主総会の決議により定められた取締役全員及び監査役全員のそれぞれの報酬総額の最高限度額の範囲内において決定いたします。

当社の取締役の報酬等については2019年3月26日開催の第112期定時株主総会（決議に係る取締役16名）において取締役の報酬総額を年額7億2千万円以内（うち社外取締役6千万円以内）、ただし使用人分給与は含まない、と決議しています。

当社の監査役の報酬等については2011年3月30日開催の第104期定時株主総会（決議に係る監査役4名）において監査役の報酬総額を年額7千万円以内と決議しています。

各取締役の年額報酬は、社外取締役を含む指名・報酬諮問委員会において取締役の報酬制度・水準が持続的な成長に向けたインセンティブとして機能しているかを検討することとし、取締役会が当委員会の答申内容を踏まえ、業績に関する適正な指標の設定を行うことをその裁量の範囲として報酬額決定の決議をいたします。

各監査役の年額報酬は、監査役の協議により決定いたします。

取締役（社外取締役を除く）の報酬は月額報酬と賞与から構成しており、月額報酬は役位ごとの役割や責任範囲に基づき、賞与は当事業年度の計画の売上高、営業利益を業績指標として設定し、その実績の達成度合い及び過年度に比した伸長度合いに基づいてそれぞれ支給することにしています。報酬構成の割合は、標準的な業績の場合、およそ「固定報酬：業績運動報酬=6割：4割」となります。また、業務執行に関わる取締役（外国人取締役を除く）は、中長期の業績を反映させる観点から月額報酬の一定額以上を拠出し、役員持株会を通じて自社株式を購入することとし、購入した株式は在任期間中、そのすべてを保有することとしています。

社外取締役の報酬は、高い独立性の確保の観点から、業績との連動は行わず、月額報酬のみを支給することとしています。

(5) 社外役員に関する事項

①重要な兼職先と当社との関係

記載すべき関係はありません。

②当事業年度における主な活動状況

区分	氏名	活動状況
取締役	一條和生	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。国際企業戦略について、一橋大学大学院で教鞭をとる教授であり、企業経営について十分な知識と経験を有しております。当社の経営についても、企業社会一般に基づいた長期展望や当社の従前の発想とは異なる視点から議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役	勝丸充啓	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。法務省及び検察庁にて要職を歴任され、現在は弁護士としてコンプライアンスについての幅広い知識と高い見識を有しております。当社の経営についても、専門的かつ客観的な視点に基づき議案審議等に必要な発言を行っております。
取締役	榊原定征	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席しております。国際的な企業の経営者としての豊富な経験と高い見識を有しております。当社の経営についても、深い知見に基づき客観的な視点から議案審議等に必要な発言を行っております。
監査役	野末佳奈子	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席し、また、監査役会には14回すべてに出席しております。 主に弁護士としての専門的見地から発言を行っております。
監査役	橋本敏彦	当事業年度開催の取締役会には13回すべてに出席し、また、監査役会には14回すべてに出席しております。 主に税理士としての専門的見地から発言を行っております。

4. 会計監査人に関する事項

(1) 当社の会計監査人の名称 清稜監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

区分	支払額
①当社が会計監査人に支払うべき報酬等の額	42百万円
②当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	42百万円

- (注) 1. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠などが当社の事業規模等に適切であるかどうかについて必要な検証を行った上で、会計監査人の報酬等の額について同意の判断を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、上記の金額にはこれらの合計額を記載しております。
3. 当社の海外の重要な子会社につきましては、当社の会計監査人以外の監査法人の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人が監査業務に重大な支障をきたし、職務を適切に遂行することが困難と認められる場合、その他必要と判断される場合には、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査役会は、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合には、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

5. 業務の適正を確保するための体制（内部統制システム）及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制

当社は、会社法の定めに基づき、取締役会において、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他業務の適正を確保するための体制の整備について定めております。

今後も、経営・業務の適正を確保するとともに、環境の変化に応じた見直しを行い、以下の内部統制システムの改善と充実を図ってまいります。

内部統制システム構築の基本方針

1. 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

「コンプライアンス規程」など諸規程を整備し、当社及び子会社（以下「当社グループ」という）におけるコンプライアンスの徹底を率先して実行する。

2. 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

保存が必要とされる取締役の職務執行に係る情報は「情報管理規程」に基づき各業務担当部署が記録し、保存する。

3. 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1) 社内外の主要なリスクは、①経営の意思決定と業務の執行に係るリスク、②法令違反リスク、③環境保全リスク、④製品の品質リスク、⑤輸出入管理リスク、⑥情報セキュリティリスク、⑦災害リスクであると認識し、必要な規程類を整備し、知識向上を図るために研修を計画するなど迅速な対応が可能な体制の整備に努める。

(2) 内部監査部門は「内部監査規程」に基づき、各組織・部署の業務遂行状況を監査し、改善すべき問題点があれば直ちに勧告し、その改善状況をチェックする。

4. 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1) 定例の取締役会を原則毎月1回開催し、「取締役会規則」に定められている付議基準に該当する事項を審議し、決定する。

(2) 取締役会は、経営方針、法令で定められた事項やその他経営に関する重要事項を決定し、業務執行状況を監督する。

(3) 取締役は「業務分掌規程」・「責任権限規程」等に基づき委嘱された業務に関し、迅速かつ効率的に組織を運営し、業績向上に努める。

5. 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1) 「コンプライアンス規程」など使用人が法令及び定款に適合して職務の執行を行うにあたり遵守すべき諸規程を整備する。

(2) 内部監査部門は「内部監査規程」及び前号記載の諸規程等を踏まえてコンプライアンス状況を監査し、適時性をもって取締役会及び監査役会へ報告する。

(3) 「コンプライアンス規程」の内容を使用人に十分に理解させるための教育を実施する。

- 6. 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制**
 - (1) 子会社が経営上重要な事項を決定する場合には、社内規程等に基づき、当社の事前承認を求めるなど必要な手続きを行う。
 - (2) 子会社は財務状況等を定期的に当社に報告する。
- 7. 子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制**

子会社の事業運営やリスク管理体制などについては、当社の各担当取締役が総合的に助言・指導を行う。
- 8. 子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制**

当社と子会社間の情報の伝達や業務の有効な範囲において、当社グループ共通の連結会計システムを導入するなどITを適切かつ有効に利用する。
- 9. 子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制**

各子会社が当社の「コンプライアンス規程」と同等の規程を制定するなど各子会社の実情に応じた社内規程の整備を通じて、コンプライアンス体制の構築を図る。
- 10. その他の当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制**

当社グループ全体の内部統制を実効あるものとするために責任者を定め、法令遵守、リスク管理などにつき実情を把握し、必要な対応策を迅速に行う。
- 11. 当社の監査役がその職務を補助すべき使用者を置くことを求めた場合における当該使用者に関する事項**

監査役が必要と認めた場合、監査役の職務を補助すべき使用者として適切な要員を監査役会専属とする。
- 12. 前項の使用者に関する当社の取締役からの独立性に関する事項**

前項の使用者は、取締役の指揮下から外れ監査役の指示に従う。
- 13. 当社の監査役の11項の使用者に対する指示の実効性の確保に関する事項**

監査役の指示により11項の使用者が行う調査の権限を認める。
- 14. 当社の取締役及び使用者が当社の監査役に報告をするための体制**

取締役及び使用者は、法定の事項に加え、内部監査の実施状況について速やかに報告する。
- 15. 子会社の取締役、監査役及び使用者又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制**

子会社の取締役、監査役及び使用者は、法令に定められた事項に加え、当社の監査役から報告を求められた事項について、速やかに報告する。子会社の取締役、監査役及び使用者から報告を受けた者も同様とする。
- 16. その他の当社の監査役への報告に関する体制**
 - (1) 監査役会の定めるところに従い、各監査役の要請に応じて必要な報告及び情報提供を迅速に行う。
 - (2) 内部監査部門は、監査役会と協議及び意見交換するなど、緊密な連携を図る。

17. 14項から16項の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

- (1) 監査役に報告をした者について報告事実及び内容を秘匿するとともに、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。
- (2) 法令違反、反倫理行為の速やかな認識のために社内及び社外に設けたコンプライアンス相談窓口に報告した者について、報告事実及び内容を秘匿するとともに、当該報告を行ったことを理由として不利益な取扱いを行うことを禁止する。

18. 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続きその他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

監査役は、必要に応じ、弁護士、公認会計士その他外部専門家と相談をすることができ、その費用は会社が負担する。

19. その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

- (1) 監査役が社内の重要課題等を把握し、必要に応じ意見を述べることができるよう、取締役会その他の重要会議に出席する機会を確保する。
 - (2) 監査役会と代表取締役との間で、必要に応じて意見交換会を設定する。
- (2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況
- ① コンプライアンスについては、当社並びに子会社の役員及び従業員に対して、コンプライアンスの基本的事項の再確認となる社内講習や外部から講師を招いての研修を社内で開催するなど、コンプライアンス意識の浸透を図っております。
 - ② 金融商品取引法に基づく財務報告に係る内部統制の有効性の評価を実施し、当事業年度において重大な違反は見当たらず、内部統制システムは適切に運用されています。
 - ③ 当社及び子会社の事業の報告については、定期的に当社取締役会のみならず社内の重要な会議で報告がなされ、改善が必要な課題や問題点が生じた場合には適時関係部署への指示を行っております。

6. 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 基本方針の内容

当社は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者は、当社の財務及び事業の内容や当社の企業価値の源泉を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を継続的かつ持続的に確保・向上していくことを可能とする者である必要があると考えております。

当社は、当社株式の大量買付であっても、当社の企業価値ひいては株主共同の利益に資するものであれば、これを否定するものではありません。

しかしながら、株式の大量買付の中には、その目的等から見て企業価値・株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事実上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が株式の大量買付の内容等について検討しあるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの、対象会社が買収者の提示した条件よりも有利な条件をもたらすために買収者との協議・交渉を必要とするもの等、対象会社の企業価値・株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

特に、当社グループの企業価値の源泉は、①お客様のニーズを迅速に察知することを可能にする、全世界に広がる販売拠点・ネットワーク、②お客様のニーズを具現化する、創造性のある高い企画開発力・技術力、③製造拠点各所在国の強みを活かしたコスト競争力のある生産体制及び全世界の需要に対応する供給力、④グローバルなサービス体制、並びに⑤グループ各社の調和のとれたオペレーション等にあり、これらの根幹には、(i) お客様、お取引先及び従業員等との堅い信頼関係、(ii) 個々の従業員の技術開発能力・ノウハウ等、及び(iii) 個々の従業員がその能力を存分に發揮することのできる企業風土等があります。当社株式の大量買付を行う者が、当社の財務及び事業の内容を理解するのは勿論のこと、こうした当社の企業価値の源泉を理解した上で、これらを中長期的に確保し、向上させられるのでなければ、当社の企業価値ひいては株主共同の利益は毀損されることになります。また、外部者である買収者からの大量買付の提案を受けた際に、株主の皆様が最善の選択を行うためには、当社の企業価値を構成する有形無形の要素を適切に把握するとともに、買収者や買付についての情報も把握した上で、買付が当社の企業価値・株主共同の利益に及ぼす影響を判断する必要があり、かかる情報が明らかにされないまま大量買付が強行される場合には、当社の企業価値・株主共同の利益が毀損される可能性があります。

当社は、このような当社の企業価値・株主共同の利益に資さない大量買付を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として不適切であり、このような者による大量買付に対しては、必要かつ相当な対抗措置を探ることにより、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を確保する必要があると考えております。

(2) 基本方針実現のための取組みの内容の概要

(A) 基本方針の実現に資する特別な取組み

(i) 企業価値向上のための取組み

当社は、上記の企業価値の源泉をさらに維持・強化するためには、お客様に信頼され、満足いただけるサービス及び製品を提供し続けることとともに、今後は、お客様の環境・健康等に対する関心の高まりに応えた製品の開発・製造が求められるものと考えております。また、近年、中国、南米等の新興市

場での当社の主力製品である自転車部品及び釣具に対する需要が増加してきております。これら新興市場においてもお客様の信頼を得られるよう様々な施策を講じてまいりたいと考えております。そのような背景の中、当社は、①コア・コンピタンスの強化、②自転車文化・釣り文化の創造とブランドの強化を基本方針として、中長期的な企業価値の向上を実現してまいります。

(ii) コーポレート・ガバナンスの強化、株主還元等

当社においては、独立性を有する社外取締役3名による取締役の業務執行の監視及び独立性を有する社外監査役2名を含む監査役会による取締役の業務執行の監視が行われております。また、当社は、内部監査室を設置し、内部監査部門としてコンプライアンスやリスク管理の状況等を定期的に監査するとともに、グローバルな内部統制システムの整備・充実を行っております。

また、当社は、株主還元を経営上の重要課題と捉えており、安定的な配当の維持・継続とともに、業績の進展に応じた成果の配分を行うことを基本方針としております。配当につきましては、1972年の上場以来安定的な配当を継続し、さらに業績の向上に沿った増配を行ってまいりました。また、積極的な自己株式取得も行っております。

さらに、当社グループは、社会的責任への取組みとして、過去より地域社会における文化活動、ボランティア活動への参加やイベントへの協賛等に積極的に取り組み、お取引先・地元住民等との信頼関係を構築してまいりました。

(B) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務及び事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの内容の概要

当社は、当社株式の大量買付が行われた際には、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上のために、積極的な情報収集と適切な情報の開示に努めるなど、その時点において適切な対応をしてまいります。

(3) 具体的取組みに対する当社取締役会の判断及びその理由

基本方針の実現に資する特別な取組みについて

上記(2)(A)に記載した当社の企業価値向上のための取組みやコーポレート・ガバナンスの強化といった各施策は、当社の企業価値・株主共同の利益を継続的かつ持続的に向上させるための具体的方策として策定されたものであり、まさに基本方針の実現に資するものです。従って、これらの各施策は、基本方針に沿い、当社の株主共同の利益に合致するものであり、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではありません。

-
- (注) 1. 本事業報告に記載する金額、株式数等については、表示単位未満の端数がある場合、これを切り捨てております。ただし、比率の表示については四捨五入を行っております。
2. 本事業報告に挙げている金額には、消費税等は含まれません。
3. 本事業報告における数値・情報は、特に記載のない場合、当期末現在のものであります。

連結貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資 産 の 部)		(負 債 の 部)	
流 動 資 産	423,468	流 動 負 債	53,946
現 金 及 び 預 金	305,613	買 掛 金	18,727
受 取 手 形 及 び 売 掛 金	38,168	短 期 借 入 金	9
商 品 及 び 製 品	41,134	リ 一 ス 債 務	737
仕 掛 品	27,435	未 払 法 人 税 等	10,644
原 材 料 及 び 貯 藏 品	5,934	賞 与 引 当 金	2,556
そ の 他	5,604	役 員 賞 与 引 当 金	162
貸 倒 引 当 金	△420	返 品 調 整 引 当 金	263
固 定 資 産	166,952	そ の 他	20,845
有 形 固 定 資 産	132,129	固 定 負 債	6,688
建 物 及 び 構 築 物	69,040	長 期 借 入 金	11
機 械 装 置 及 び 運 搬 具	20,808	リ 一 ス 債 務	1,597
土 地	13,508	繰 延 税 金 負 債	1,483
リ 一 ス 資 産	4,133	退 職 給 付 に 係 る 負 債	2,872
建 設 仮 勘 定	19,692	そ の 他	722
そ の 他	4,946	負 債 合 計	60,635
無 形 固 定 資 産	15,248	(純 資 産 の 部)	
の れ ん	3,591	株 主 資 本	539,146
ソ フ ト ウ エ ア	5,543	資 本 金	35,613
ソ フ ト ウ エ ア 仮 勘 定	3,600	資 本 剰 余 金	5,642
そ の 他	2,512	利 益 剰 余 金	498,046
投 資 そ の 他 の 資 産	19,574	自 己 株 式	△154
投 資 有 価 証 券	12,901	その他の包括利益累計額	△9,859
繰 延 税 金 資 産	5,545	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	2,458
そ の 他	1,648	為 替 換 算 調 整 勘 定	△12,318
貸 倒 引 当 金	△520	非 支 配 株 主 持 分	498
資 产 合 計	590,420	純 資 産 合 計	529,785
		負 債 純 資 産 合 計	590,420

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結損益計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	378,040
売 上 原 価	224,956
売 上 総 利 益	153,083
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	70,382
営 業 利 益	82,701
営 業 外 収 益	
受 取 利 息 及 び 配 当 金	2,592
そ の 他	654
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	106
そ の 他	4,370
経 常 利 益	4,476
特 別 利 益	81,471
受 取 保 険 金	3,619
特 別 損 失	
工 場 建 替 関 連 費 用	271
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益	84,820
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	20,738
法 人 税 等 調 整 額	556
当 期 純 利 益	21,294
非 支 配 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	63,525
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益	52
	63,472

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当 期 首 残 高	35,613	5,642	448,941	△135	490,061
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当			△14,368		△14,368
親会社株主に帰属する当期純利益			63,472		63,472
自 己 株 式 の 取 得				△18	△18
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 变 動 額 (純 額)					
当 期 变 動 額 合 計	—	—	49,104	△18	49,085
当 期 末 残 高	35,613	5,642	498,046	△154	539,146

	その他の包括利益累計額			非 支 配 株主持分	純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	為替換算 調整勘定	その他の 包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	2,687	△3,663	△976	151	489,236
当 期 变 動 額					
剩 余 金 の 配 当					△14,368
親会社株主に帰属する当期純利益					63,472
自 己 株 式 の 取 得					△18
株 主 資 本 以 外 の 項 目 の 当 期 变 動 額 (純 額)	△228	△8,654	△8,882	346	△8,536
当 期 变 動 額 合 計	△228	△8,654	△8,882	346	40,549
当 期 末 残 高	2,458	△12,318	△9,859	498	529,785

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結注記表

1. 連結計算書類作成のための基本となる重要な事項に関する注記等

(1) 連結の範囲に関する事項

(a) 連結子会社は以下の51社であります。

Shimano (Singapore) Pte. Ltd.

Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.

Shimano (Kunshan) Bicycle Components Co., Ltd.

Shimano (Mersing) Sdn. Bhd.

PT Shimano Batam

Shimano (Philippines) Inc.

MSC Pte. Ltd.

Shimano (Cambodia) Co., Ltd.

Shimano (Taiwan) Co., Ltd.

PRO (Taiwan) Procurement Co., Ltd.

Shimano (Kunshan) Fishing Tackle Co., Ltd.

Shimano (Shanghai) Sales Corporation

Shimano (Tianjin) Bicycle Components Co., Ltd.

Shimano (Lianyungang) Industrial Co., Ltd.

Shimano South Asia Private Ltd.

Shimano North America Holding, Inc.

Shimano Canada Ltd.

G.Loomis, Inc.

DashAmerica, Inc. (Pearl Izumi USA)

Innovative Textiles, Inc.

Shimano Europe B.V.

Shimano Germany Fishing GmbH

Shimano - Pearl Izumi Softgoods Division Europe GmbH

Shimano Benelux B.V.

Shimano UK Ltd.

Shimano Italy Fishing S.R.L.

Shimano Italy Bicycle Components S.R.L.

Shimano Belgium N.V.

Lazer Sport N.V.

Shimano France S.A.S.

Shimano Iberia, S.L.

Shimano Italia S.p.A. in liquidazione

Shimano Czech Republic, s.r.o.

Shimano Nordic AB

Shimano Nordic OY

Shimano Nordic Cycle AS

Shimano Nordic Denmark ApS

Shimano Polska Sp. z o.o.

Shimano Menat Spor Etkinlikleri Spor Malzemeleri ve Ekipmanlari Ticaret Limited Sirketi

Shimano Bisiklet Parca ve Ekipmanlari Satis Servis Ticaret Anonim Sirketi
 Shimano Balikcilik Malzemeleri ve Ekipmanlari Satis Ticaret Anonim Sirketi
 Shimano Australia Cycling Pty. Ltd.
 Shimano Oceania Holdings Pty. Ltd.
 Shimano Australia Fishing Pty. Ltd.
 Shimano New Zealand Ltd.
 Shimano Bike & Fishing Mexico, S.A. de C.V.
 Shimano Latin America Representacao Comercial Ltda.
 Shimano Uruguay S.A.
 Shimano Argentina S.A.U.
 シマノセールス株式会社
 シマノ熊本株式会社
 当連結会計年度において、Shimano Bike & Fishing Mexico, S.A. de C.V.については新規設立により連結の範囲に含めております。

(b) 非連結子会社は島野足立株式会社等であります。非連結子会社の合計の総資産、売上高、当期純損益及び利益剰余金等のうち持分見合額は、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微なため、連結の範囲から除外しております。

(2) 持分法の適用に関する事項

持分法を適用した会社はありません。持分法を適用していない非連結子会社及び株式会社サンボウ等の関連会社の合計の当期純損益及び利益剰余金等のうち持分見合額は、それぞれ連結計算書類に及ぼす影響が軽微であり、かつ全体としても重要性がないため持分法の適用から除外しております。

(3) 連結子会社の事業年度等に関する事項

Shimano Italia S.p.A. in liquidazioneの事業年度末日は11月30日でありますが、連結計算書類の作成にあたっては、同日現在の計算書類を使用しております。

なお、連結決算日との間に生じた重要な取引については、連結上、必要な調整を行っております。

(4) 会計方針に関する事項

(a) 重要な資産の評価基準及び評価方法

有価証券

その他有価証券

時価のあるもの

主として決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は、主として原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、評価方法は次のとおりであります。

製品・仕掛品・原材料

主として総平均法

貯蔵品

主として最終仕入原価法

(b) 重要な減価償却資産の減価償却の方法

有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

旧定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法

なお、在外連結子会社は主として定額法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）については、定額法

なお、在外連結子会社は主として定額法

2016年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、定額法

なお、在外連結子会社は主として定額法

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

使用権資産

耐用年数又はリース期間のうちいずれか短いほうの期間に基づく定額法を採用しております。

無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（主として5年）に基づく定額法

長期前払費用

定額法

(c) 重要な引当金の計上基準

貸倒り引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当連結会計年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の実績を基準として算出した見積額を計上しております。

(d) 重要な外貨建の資産又は負債の本邦通貨への換算の基準

外貨建金銭債権債務は、決算日の直物為替相場又は予約レートにより円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。なお、在外連結子会社の資産・負債は在外連結子会社の決算日の直物為替相場により円貨に換算し、収益及び費用は在外連結子会社の事業年度の期中平均為替相場により円貨に換算しております。換算差額は純資産の部における為替換算調整勘定及び非支配株主持分に含めております。

(e) 重要なヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行います。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建資産・負債に係る為替変動リスク

為替予約は、外貨建の仕入・売上に係る金銭債権債務などをヘッジ対象としております。

ヘッジ方針

ヘッジ取引は、業務遂行上、輸出入の取引を行うにあたって抱える可能性のある市場リスクを適切に管理し、当該リスクの低減を図ることを目的とする場合のみに限っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ会計を適用する場合は、「金融商品会計に関する実務指針」（日本公認会計士協会）によっております。

(f) のれんの償却方法及び償却期間

のれんの償却については、その個別案件ごとに判断し、20年以内の合理的な年数で均等償却しております。なお、金額に重要性のない場合には、発生時に全額償却しております。

(g) その他連結計算書類作成のための基本となる重要な事項

①消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

②退職給付に係る会計処理の方法

従業員の退職給付に備えるため、当連結会計年度末における退職給付債務の見込額及びシマノ企業年金基金資産に基づき、当連結会計年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異については、発生連結会計年度に費用処理する方法を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当連結会計年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定期式基準によっております。

また、一部の連結子会社は、退職給付に係る負債及び退職給付費用の計算に、退職給付に係る期末自己都合要支給額を退職給付債務とする方法を用いた簡便法を適用しております。

2. 連結貸借対照表に関する注記

有形固定資産の減価償却累計額

153,292百万円

3. 連結損益計算書に関する注記

(1) 販売費及び一般管理費

販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は、次のとおりであります。

給料及び手当	17,842百万円
広告宣伝費	8,590百万円
研究開発費	5,369百万円

(2) 研究開発費

一般管理費及び当期製造費用に含まれる研究開発費 12,566百万円

(3) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額

売上原価 2百万円

(4) 受取保険金

2018年3月26日に当社本社工場(堺市堺区)において発生した火災事故に対する保険金を計上しております。

4. 連結株主資本等変動計算書に関する注記

(1) 当連結会計年度の末日における発行済株式の総数 92,720,000株

(2) 当連結会計年度中に行った剩余金の配当に関する事項

(a) 配当金支払額等

2020年3月26日の定時株主総会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	7,184百万円
1株当たり配当額	77円50銭
基準日	2019年12月31日
効力発生日	2020年3月27日

(b) 中間配当金支払額等

2020年7月28日開催の取締役会において、次のとおり決議しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	7,184百万円
1株当たり配当額	77円50銭
基準日	2020年6月30日
効力発生日	2020年9月2日

(3) 当連結会計年度の末日後に行う剩余金の配当に関する事項

2021年3月30日の定時株主総会において、次のとおり決議を予定しております。

・普通株式の配当に関する事項

配当金の総額	25,724百万円
配当の原資	利益剰余金
1株当たり配当額	277円50銭
基準日	2020年12月31日
効力発生日	2021年3月31日

5. 金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社グループは、資金運用については信用力の高い金融機関に対する預金等に限定し、また、資金の調達は主として銀行借入によっております。

受取手形及び売掛金に係る顧客の信用リスクは、与信管理規程に沿ってリスク低減を図っております。また、投資有価証券は主として株式であり、上場株式については四半期ごとに時価の把握を行っております。

デリバティブ取引は社内規則に従い、実需の範囲で行うこととしております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

2020年12月31日における連結貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

(単位：百万円)

	連結貸借対照表計上額	時価	差額
(1) 現金及び預金	305,613	305,613	—
(2) 受取手形及び売掛金	38,168	38,168	—
(3) 投資有価証券	10,019	10,019	—
資産計	353,800	353,800	—
(1) 買掛金	18,727	18,727	—
(2) 短期借入金	1	1	—
(3) 未払法人税等	10,644	10,644	—
(4) 長期借入金	19	19	△0
負債計	29,393	29,393	△0
デリバティブ取引	—	—	—

(注1) 金融商品の時価の算定方法並びに有価証券及びデリバティブ取引に関する事項

資産

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形及び売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(3) 投資有価証券

投資有価証券の時価について、株式は取引所の価格によっております。

負債

(1) 買掛金、(2) 短期借入金、(3) 未払法人税等

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 長期借入金

長期借入金の時価については、元利金の合計額を、新規に同様の借入を行った場合に想定される利率で割り引いた現在価値により算定しております。

デリバティブ取引

当連結会計年度の末において、存在するデリバティブ取引がないため該当ありません。

(注2) 非上場株式等（連結貸借対照表計上額2,881百万円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることなどができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、「(3) 投資有価証券」には含めておりません。

6. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 5,709円69銭
 (2) 1株当たり当期純利益金額 684円71銭

※ 1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

親会社株主に帰属する当期純利益金額	63,472百万円
普通株式に係る親会社株主に帰属する当期純利益金額	63,472百万円
普通株式の期中平均株式数	92,700千株

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

<ご参考>

連結キャッシュ・フローの状況

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

営業活動による キャッシュ・フロー	投資活動による キャッシュ・フロー	財務活動による キャッシュ・フロー	現金及び現金同等物 期末残高
91,050	△28,328	△17,905	300,197

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

貸借対照表

(2020年12月31日現在)

(単位：百万円)

科 目		金額	科 目	金額
(資 産 の 部)			(負 債 の 部)	
流動資産		152,946	流動負債	43,295
現金及び預金		78,195	買掛金	10,384
受取手形		1,022	未払法人税等	6,443
売掛金		29,097	未払法人税等	6,396
製品		17,002	預り料金	252
仕掛品		15,816	賞与引当金	17,818
原材料		1,248	役員賞与引当金	320
貯蔵品		282	返品調整引当金	162
未収入金		4,316	その他の引当金	185
その他の金		5,967	倒引当金	1,331
貸倒引当金	△3		固定負債	2,499
固定資産		106,975	退職給付引当金	1,874
有形固定資産		71,917	その他の引当金	624
建物		48,169		
構築物		1,699	負債合計	45,794
機械及び装置		8,212		
車両運搬工具		62	(純資産の部)	
工具、器具及び備品		2,355	株主資本	211,750
土地		9,703	資本剰余金	35,613
リース資産		62	資本準備金	5,823
建設仮勘定		1,650	その他資本剰余金	5,822
無形固定資産		8,939	利益剰余金	1
のれん		1,025	利息剰余金	170,468
工業所占有権		56	利息準備金	3,194
ソフトウエア		4,772	その他利益剰余金	167,274
ソフトウエア仮勘定		3,031	繰越利益剰余金	167,274
その他	53		自己株式	△154
投資その他の資産		26,118	評価・換算差額等	2,376
投資有価証券		8,504	その他有価証券評価差額金	2,376
関係会社株式		13,654		
出資		20		
長期前払費用		478		
繰延税金資産		3,006		
その他の資他	924			
貸倒引当金	△470		純資産合計	214,127
資産合計		259,921	負債純資產合計	259,921

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

損益計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

科 目	金 額
売 上 高	218,131
売 上 原 価	145,928
売 上 総 利 益	72,202
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	40,816
営 業 利 益	31,386
営 業 外 収 益	
受 取 利 息	316
受 取 配 当 金	41,386
そ の 他	352
	42,055
営 業 外 費 用	
支 払 利 息	253
そ の 他	2,520
	2,774
経 常 利 益	
特 別 利 益	
受 取 保 険 金	3,619
特 別 損 失	
工 場 建 替 関 連 費 用	76
税 引 前 当 期 純 利 益	74,210
法 人 税、住 民 税 及 び 事 業 税	9,269
法 人 税 等 調 整 額	199
当 期 純 利 益	9,468
	64,742

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

株主資本等変動計算書

(2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：百万円)

	資本金	株主資本		
		資本剰余金		
		資本準備金	その他 資本剰余金	資本剰余金合計
当期首残高	35,613	5,822	1	5,823
当期変動額				
剰余金の配当				
当期純利益				
自己株式の取得				
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	—	—	—
当期末残高	35,613	5,822	1	5,823

	株主資本			
	利益剰余金			自己株式
	利益準備金	その他利益剰余金	利益剰余金合計	
当期首残高	3,194	116,900	120,094	△135
当期変動額				
剰余金の配当		△14,368	△14,368	△14,368
当期純利益		64,742	64,742	64,742
自己株式の取得				△18 △18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)				
当期変動額合計	—	50,373	50,373	△18 50,354
当期末残高	3,194	167,274	170,468	△154 211,750

	評価・換算差額等		純資産合計
	その他有価証券評価差額金	評価・換算差額等合計	
当期首残高	3,155	3,155	164,551
当期変動額			
剰余金の配当			△14,368
当期純利益			64,742
自己株式の取得			△18
株主資本以外の項目の当期変動額(純額)	△779	△779	△779
当期変動額合計	△779	△779	49,575
当期末残高	2,376	2,376	214,127

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

個別注記表

1. 重要な会計方針

(1) 資産の評価基準及び評価方法

有価証券

子会社株式及び関連会社株式

移動平均法による原価法

その他有価証券

時価のあるもの

期末決算日の市場価格等に基づく時価法（評価差額は、全部純資産直入法により処理し、売却原価は、移動平均法により算定）

時価のないもの

移動平均法による原価法

たな卸資産

通常の販売目的で保有するたな卸資産の評価基準は、原価法（収益性の低下による簿価切下げの方法）によっており、評価方法は次のとおりであります。

製品・仕掛品・原材料

総平均法による原価法

貯蔵品

最終仕入原価法

(2) 固定資産の減価償却の方法

有形固定資産

2007年3月31日以前に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

旧定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、1998年4月1日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については、旧定額法

2007年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）については、定額法

2016年4月1日以降に取得した有形固定資産（リース資産を除く）

定率法

部品成型及び鋳造用金型については、見積使用可能期間の月数による定額法

また、建物（建物附属設備を含む）及び構築物については、定額法

なお、主な償却期間は以下のとおりであります。

建物 3～50年

有形固定資産その他（機械及び装置） 9～10年

リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法によっております。

無形固定資産

定額法

ただし、ソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づく定額法

長期前払費用

定額法

(3) 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

賞与引当金

従業員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

役員賞与引当金

役員に対して支給する賞与の支出に充てるため、支給見込額のうち当事業年度の負担額を計上しております。

返品調整引当金

返品による損失に備えるため、過去の実績を基準として算出した見積額を計上しております。

退職給付引当金

従業員の退職給付に備えるため、当事業年度末における退職給付債務の見込額及びシマノ企業年金基金資産に基づき、当事業年度末において発生していると認められる額を計上しております。また、過去勤務費用及び数理計算上の差異については、発生年度に費用処理する方法を採用しております。

なお、退職給付債務の算定にあたり、退職給付見込額を当事業年度までの期間に帰属させる方法については、給付算定式基準によっております。

(4) 外貨建の資産及び負債の本邦通貨への換算基準

外貨建金銭債権債務は、期末決算日の直物為替相場又は予約レートにより円貨に換算し、換算差額は損益として処理しております。

(5) ヘッジ会計の方法

ヘッジ会計の方法

為替予約が付されている外貨建金銭債権債務等については、振当処理を行います。

ヘッジ手段とヘッジ対象

外貨建資産・負債に係る為替変動リスク

為替予約は、外貨建の仕入・売上に係る金銭債権債務等をヘッジ対象としております。

ヘッジ方針

ヘッジ取引は、業務遂行上、輸出入の取引を行うにあたって抱える可能性のある市場リスクを適切に管理し、当該リスクの低減を図ることを目的とする場合のみに限っております。

ヘッジ有効性評価の方法

ヘッジ会計を適用する場合は、「金融商品会計に関する実務指針」(日本公認会計士協会)によっております。

(6) その他計算書類作成のための基本となる重要な事項

消費税等の会計処理

消費税及び地方消費税の会計処理は、税抜方式によっております。

2. 貸借対照表に関する注記

(1) 関係会社に対する短期金銭債権	18,294百万円
関係会社に対する短期金銭債務 (区分表示したものは除いております。)	21,989百万円
(2) 有形固定資産の減価償却累計額	77,673百万円

3. 損益計算書に関する注記

(1) 関係会社との取引高	
売 上 高	61,471百万円
仕 入 高	27,212百万円
支払手数料・保管料他	11,019百万円
営業取引以外の取引高	41,595百万円
(2) 通常の販売目的で保有する棚卸資産の収益性の低下による簿価切下げ額	
売上原価	76百万円

(3) 受取保険金

2018年3月26日に当社本社工場(堺市堺区)において発生した火災事故に対する保険金を計上しております。

4. 株主資本等変動計算書に関する注記

当事業年度の末日における自己株式の数	20,159株
--------------------	---------

5. 税効果会計に関する注記

(1) 總延税金資産及び總延税金負債の発生の主な原因別の内訳

(總延税金資産)

賞与引当金	99百万円
未払事業税	444百万円
役員退職慰労金	143百万円
退職給付引当金	581百万円
その他有価証券評価損	512百万円
ゴルフ会員権評価損	153百万円
貸倒引当金	146百万円
減損損失	144百万円
少額資産償却	215百万円
たな卸資産評価損	427百万円
のれん	394百万円
その他	792百万円
總延税金資産合計	4,055百万円

(總延税金負債)

その他有価証券評価差額金	△1,049百万円
總延税金負債合計	△1,049百万円
總延税金資産純額	3,006百万円

(2) 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

法定実効税率

31.0%

(調整)

交際費等永久に損金に算入されない項目	0.1%
受取配当金等永久に益金に算入されない項目	△16.3%
税額控除	△2.0%
その他	0.0%
税効果会計適用後の法人税等の負担率	12.8%

6. 関連当事者との取引に関する注記

子会社

会社等の名称	所在地	資本金	事業の内容	議決権等の所有割合	関連当事者との関係	取引の内容	取引金額	科目	期末残高
Shimano (Singapore) Pte. Ltd.	シンガポール	S\$65,994千	自転車部品製造及び販売、釣具販売並びにアジア製造子会社の統括	100.0%	当社製品の製造役員の兼任	受取配当金	40,366百万円	—	—
Shimano Components (Malaysia) Sdn. Bhd.	マレーシアジョホール	RM18,000千	自転車部品製造及び販売並びに釣具製造	100.0% (100.0%)	当社製品の製造役員の兼任	自転車部品及び釣具の購入(注1)	12,894百万円	買掛金	2,623百万円
Shimano North America Holding, Inc.	アメリカ合衆国 カリフォルニア州	US\$14,000千	自転車部品及び釣具販売並びに北米販売子会社の統括	95.0%	当社製品の販売役員の兼任	利息の受取(注2)	185百万円	貸付金	5,175百万円
Shimano Europe B.V.	オランダ アントホーフェン	EUR5,148千	自転車部品及び釣具販売並びに欧州販売子会社の統括	100.0%	当社製品の販売役員の兼任	自転車部品及び釣具の販売(注1)	12,181百万円	売掛金	3,186百万円
シマノセールス株式会社	大阪府堺市堺区	277百万円	自転車部品販売、補修及び保管並びに釣具補修及び保管	100.0%	当社製品の販売役員の兼任	資金の移動(注3)	—	預り金	15,746百万円
						利息の支払(注2)	219百万円		

上記金額のうち、取引金額には消費税等は含まれておりません。議決権等の所有割合の（ ）内は、間接所有割合の内書であります。

(注1) 当社製品の購入・販売については、市場価格・総原価を勘案して、販売価格を決定しております。

(注2) 資金の貸付/預りについては、市場金利を勘案して利率を合理的に決定しております。なお、担保は受け入れておりません。

(注3) 資金の移動については、資金の決済が隨時行われているため、当事業年度末の残高のみ記載しております。

7. 1株当たり情報に関する注記

- (1) 1株当たり純資産額 2,309円90銭
(2) 1株当たり当期純利益金額 698円40銭

※1株当たり当期純利益金額の算定上の基礎は次のとおりであります。

当期純利益金額	64,742百万円
普通株式に係る当期純利益金額	64,742百万円
普通株式の期中平均株式数	92,700千株

(注) 記載金額は、百万円未満を切り捨てて表示しております。

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月4日

株式会社シマノ
取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人

大阪事務所

代 表 社 員 公認会計士 石 井 和 也 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 加 地 大 豪 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社シマノの2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社シマノ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2021年2月4日

株式会社シマノ
取締役会 御中

清 稜 監 査 法 人

大阪事務所

代 表 社 員 公認会計士 石 井 和 也 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 加 地 大 毅 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社シマノの2020年1月1日から2020年12月31日までの第114期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としての他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。
以上

監査役会の監査報告書 憽本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第114期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

(1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

(2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。

- ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 事業報告に記載されている株式会社の支配に関する基本方針（会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組み）については、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証とともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。
- 以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- ④ 事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人清稟監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人清稟監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

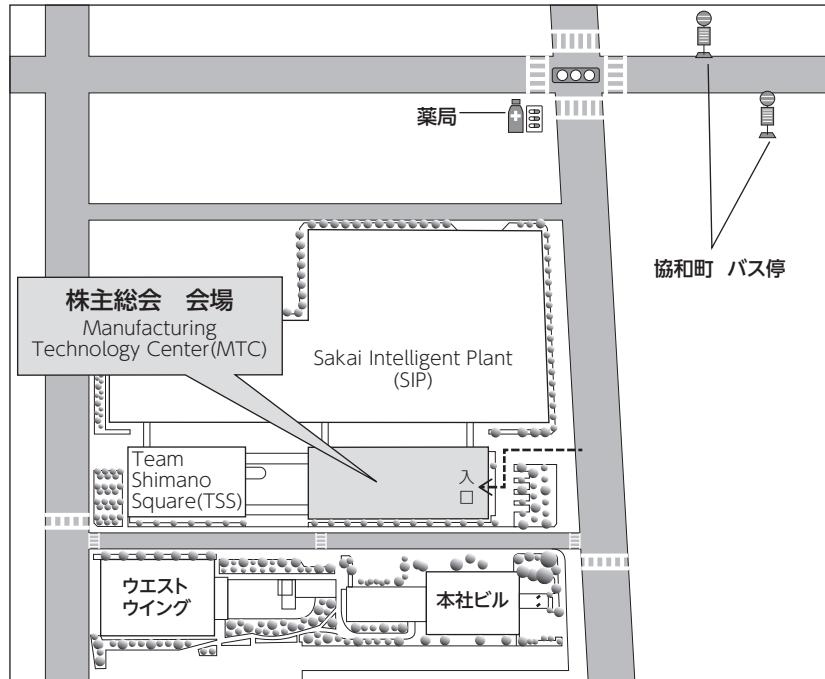
2021年2月9日

株式会社シマノ 監査役会

常勤監査役	平田 義弘	㊞
常勤監査役	勝岡 秀夫	㊞
社外監査役	野末 佳奈子	㊞
社外監査役	橋本 敏彦	㊞

以上

株主総会会場周辺のご案内図



【交通のご案内】

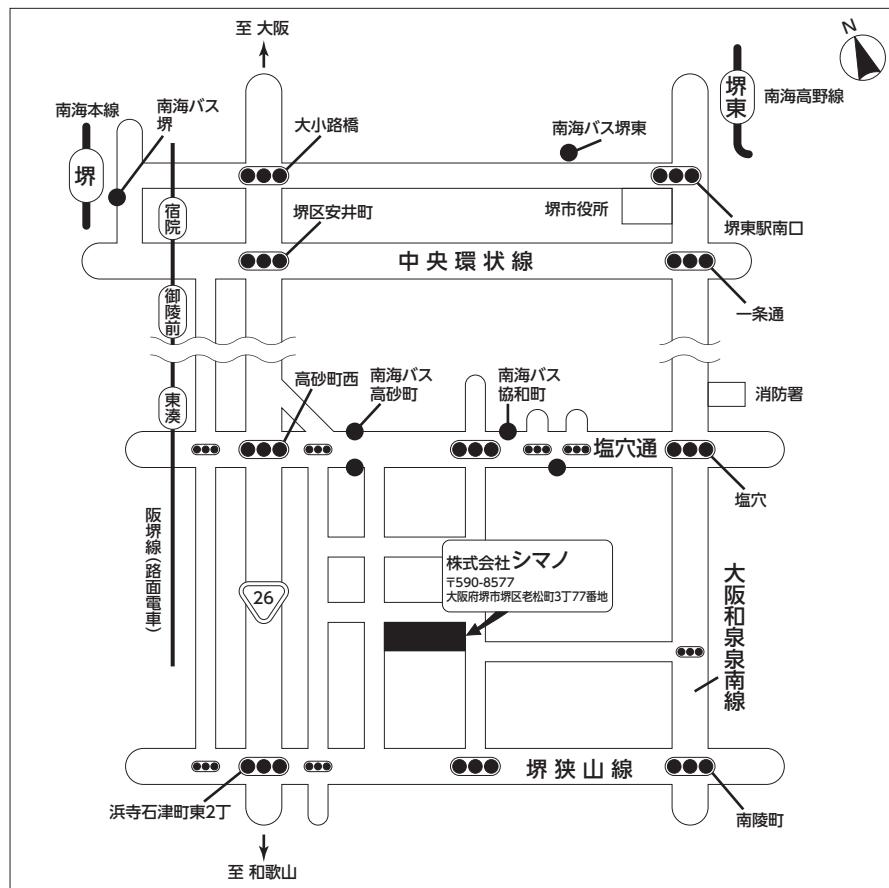
■電車とバスをご利用の場合

- ・南海電鉄高野線「堺東駅」より
南海バス13番のりば「南回り（堺駅前行）」に乗車し、「協和町」で下車、徒歩5分
所要時間：約15分
- ・南海電鉄南海線「堺駅」より
南海バス4番のりば「南回り（堺駅南口行）」に乗車し、「協和町」で下車、徒歩5分
所要時間：約20分

■電車をご利用の場合

- ・阪堺電車阪堺線「東湊駅」で下車、徒歩7分
- ・南海電鉄高野線「堺東駅」からタクシーで約10分
- ・南海電鉄南海線「堺駅」からタクシーで約10分
- ・JR阪和線「堺市駅」からタクシーで約20分
- ・地下鉄御堂筋線「なかもず駅」からタクシーで約20分

株主総会会場ご案内略図



株主総会会場周辺のご案内図及び交通のご案内は裏面（59頁）をご覧ください。



UD
FONT

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。